

材料検査実施基準

令和8年4月

大田区都市基盤整備部

(主な改定内容)

1. 第1章 総則

- ・第2適用範囲について、これまで第7材料検査の解説に記載されていた、工場で素材として使用するものの内容をここに記載した。また、解説に土木工事における材料検査と中間検査等の内容と、素材についての記載を追記した。
- ・第5材料検査請求書等について、材料搬入予定を記載した施工計画書等の提出に変更した（材料搬入予定調書及び材料搬入予定内訳調書の様式は削除）。
- ・第6材料検査の立会いについて、解説に監督員が行う材料検査について、夜間等に施工する場合など、監督員の立会が困難な場合は、契約の相手方自ら確認し、報告することで立会に代えることができる場合の記載を追記した。
- ・第7確認による検査において、2回目以降の立会を省略することができる場合の記載を追記した。
- ・第7照合による検査において、JIS等規格品のうち認証マーク表示品の場合は材料検査を写真等の提示に代えることができる旨を追記した。
- ・第7書類による検査の内容を確認による検査に統合し、書類による検査の記載を削除した。
- ・第13及び第14を削除した。
- ・総則全般について、内容が重複する箇所を削除し、全体的に読みやすくした。

2. 第2章 手続き

- ・第1章の次の掲載となるようページを変更した。
- ・材料検査予定調書の作成・提出が不要となることや、材料搬入予定調書の提出が材料の搬入予定を記載した施工計画書の提出に変更となるため、フローを変更した。
- ・記録の取扱いについて、部数の表記は工事情報共有システムを利用しない工事を想定している旨を追記した。また、材料搬入予定調書の提出を削除し、材料の搬入予定を記載した施工計画書の提出に変更した。

3. 提出様式一覧表

- ・材料検査予定調書及び材料搬入予定内訳調書を削除した。

4. 別表－1 品目別の執行区分及び検査方法（土木工事）

- ・「東京都建設局材料検査実施基準」に準ずることとした。

5. 別表－2 品目別の執行区分及び検査方法（建築工事）
 - ・「東京都建設局材料検査実施基準」に準ずることとした。

6. 別表－3 品目別の執行区分及び検査方法（設備工事）
 - ・「東京都建設局材料検査実施基準」に準ずることとした。

- 7 参考資料 参考－1
 - ・材料検査に関する規定〔Ⅱ〕、〔Ⅴ〕の誤字を修正した。
 - ・材料検査実施基準の位置づけから「書類による検査」を削除した。

- 8 参考資料 参考－3
 - ・令和4年4月1日改定の発番が抜けていたため、追記した。

材 料 検 査 実 施 基 準

目 次

第1章 総則	
第1 目的	1
第2 適用範囲	1
第3 材料検査の執行区分	1
第4 材料検査の命令	2
第5 材料検査請求書等	2
第6 材料検査の立会い	2
第7 材料検査の方法	3
第8 理化学試験の手続き等	5
第9 技術的基準	5
第10 材料検査の結果判明後の措置	5
第11 材料検査の結果報告	5
第12 単価契約における材料検査	6
第2章 手続き	
材料検査の手続き	7
提出様式一覧表	11
別表-1 品目別の執行区分及び検査方法（土木工事）	13
別表-2 品目別の執行区分及び検査方法（建築工事）	15
別表-3 品目別の執行区分及び検査方法（設備工事）	17
別表-4 材料検査の技術的基準（土木工事）	19
参考資料	
参考-1 材料検査に関する規程	23
参考-2 承諾申請書提出要領	29
参考-3 鋼けた製作に係わる社内検査要領	35
参考-4 アスファルト事前審査制度について	43

材料検査実施基準

制定 平成 10 年 4 月 1 日
改定 平成 14 年 4 月 1 日
改定 平成 16 年 4 月 1 日
改定 平成 21 年 4 月 1 日
改定 平成 25 年 4 月 1 日
改定 平成 28 年 4 月 1 日
改定 平成 30 年 4 月 1 日
改定 平成 31 年 4 月 1 日
改定 令和 4 年 4 月 1 日
改定 令和 8 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 この基準は、大田区検査事務規程（平成 8 年訓令甲第 20 号）第 23 条の規定に基づき、都市基盤整備部において施行する工事又は製造（以下「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 この基準は、原則として土木工事、建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。

2 材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの（生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等）については、配合計画書等で確認し、材料検査は行わないものとする。ただし、検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

なお、配合計画書の提出様式については、「土木工事施工管理基準 別紙 1」を参照する。

[解 説]

- 1 土木工事においては、材料品調書に掲載されている材料については材料検査を行い、積算上、工場製作工に計上されているものは材料検査の対象外であり、中間検査等を行うものである。
- 2 素材にはケーブル、電線、電線管等といった設備材料は含まれない。

(材料検査の執行区分)

第 3 工事等の材料検査は、それぞれの工事等について別表 1～3 に定める区分に従い、検査員又は監督員が行う。

2 別表 1～3 に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査員と監督員が協議して定める。

[解 説]

- 1 別表 1～3 に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査員と監督員が協議のう

え、別表1～3に準じて定めるものとする。

2 第2項において、監督員（原則として担当監督員をいう。）が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。

- (1) 材料の性質や工程等により、工事現場への搬入後、速やかに使用しなければならない。
- (2) J I S等の規格品。
- (3) 工事現場等での確認が容易なもの。

(材料検査の命令)

第4 この基準により監督員が行う材料検査については、当該契約について監督を命じられたときをもって、その者に検査命令があったものとする。

[解説]

監督員に対する材料検査の命令

監督員に対する材料検査の命令の手続きは、別に要しないこととした。

大田区工事施行規定第2条第4号の規定に基づき工事の監督を命じられた者は、同時に材料検査も命じられたものとみなすものである。

(材料検査請求書等)

第5 検査員は、契約の相手方から材料検査請求書（別記様式工第3号）及び材料検査内訳書（別記様式工第114号）が提出されたときは、これに基づき材料検査を行う。

2 監督員は、契約の相手方から材料の搬入予定等を記載した施工計画書等が提出されたときは、これに基づき材料検査を行う。

[解説]

- 1 材料検査請求書等の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」に定めるものを使用する。
- 2 施工計画書等に記載する搬入予定等とは、工事で使用する材料の品名、形状寸法、数量、品質検査の方法、搬入時期等である。

(材料検査の立会い)

第6 材料検査の立会は、工事等の現場、工場または遠隔臨場で行う。遠隔臨場については、「大田区都市基盤整備部工事の建設現場における遠隔臨場実施要領（試行）」によるものとする。また、材料検査を行う際には、検査職員は契約の相手方に立会いを求めなければならない。

2 検査員は、材料検査を行うときは、原則として監督員又は工事等の主管課長が指定する職員に立会いを求めるものとする。

3 監督員が行う材料検査については、特に必要ある場合は除き、他の職員の立会いを要しないものとする。

なお、特に必要ある場合における、他の職員の立会いの要否については、工事等の主管課長の指示による。

[解説]

- 1 監督員が行う材料検査において、夜間等に施工する場合など、監督員の立会が困難な場合は、契約の相手方自ら確認をし、結果を監督員に報告することで立会に代えることができる。

(材料検査の方法)

第7 材料検査の方法は次に掲げるとおりとする。

① 品質検査

品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が東京都土木工事材料仕様書、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、特記仕様書等の規定に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 試験を行う検査

外観、形状、寸法、重量、性能、品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験（以下「理化学試験」という。）又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果により判定する。

イ 確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、カタログ、製作図、試験成績表等により観測し判定する。

ただし、同一工事において、同一工場で製造された同一品目の材料で、かつ出来形等で数量確認ができるものであれば、2回目以降の立会を省略することができる。

なお、別表1～3に記載のない品目で理化学的性質及び製品の性能について規定されていないものは確認による検査とする。

ウ 照合による検査

JIS等の規格を証明するマークの表示又はJIS等に基づく規格証明書を現品と照合し判定する。

ただし、JIS等規格品のうち認証マーク表示品の場合は、材料検査を認証番号がわかる写真等の掲示により代えることができる。なお、その場合は、施工計画書等に記載する材料の搬入予定に認証番号及び認証工場名を記載すること。

また、JIS等規格品であるが、JIS等規格を証明するマークの表示がないもの、意匠などの加工を加えたものについては、確認による検査とする。

② 数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 検量による検査：使用前に直接材料を計量する。

イ 出来形による検査：使用後に出来形等により間接的に確認する。

原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用後に直接、材料を計量する方法（検量による検査）によるものとする。

- 2 各品目別の検査方法は、別表1～3に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1～3に定める方法によることが適当でないと認める場合は、検査員（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）の承諾を得て、その方法を変更することが出来る。
- 3 別表1～3に定めのない特殊な品目の検査方法については、特記仕様書等に定められているものを除き、検査職員の指示によるものとする。
- 4 確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わず原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

[解説]

- 1 品質検査は「照合」を除き、検査の事前に提出し承諾された「承諾申請書」（別記様式工第110号）、「監督職員資料提出届」（別記様式工第110号）に基づき品質検査を行うものとし、その様式は「受注者等提出書類基準・同実施細目」による。
- 2 別表1～3において以下のいずれかの条件に該当するものは、「試験による検査」とする。
 - ① 次の材料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。
 - (a) 工場等で重要な材料
 - (b) 特注品
 - ② 新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの。
 - ③ 現場搬入後、監督官庁による検査が行われる材料のうち、試験が必要なもの。
- 3 試験を行う検査において、品質管理上の成績表とは、工場、試験場等における事前検査の試験結果記録、試験成績表、各部品の成績表等である。
- 4 設備工事において、別表2～3のうち、「確認」欄中の「成績」は契約の相手方から製作図、カタログ及び製作会社等の成績表の提出を受けて、それらを基に確認するものとする。
- 5 設備工事において、「同一工事において、同一工場で製造された同一品目の材料の立会省略」は性能の確認を必要としないものに限る。
- 6 確認による検査において、試験成績表は監督員の立会を要しないで材料の製作者等の試験設備を利用して試験を行った結果、得られたものをいう。
- 7 土木工事において、確認を行う検査のうち、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象品目及び「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を確認し判定する。
- 8 土木工事において、試験を行う検査のうち、以下の条件にすべて合致する場合には検査職員の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。
 - ・各事務所内における他の工事の材料検査において、同一年度内に行われた材料検査
 - ・同一工場で製造された同一品目の材料の検査が1回で合格
 ただし、この場合においても検査職員が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。

(理化学試験の手続き等)

- 第8 検査職員は理化学試験の供試料を採取するときは、契約の相手方の立会いのうえ行う。ただし、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。
- 2 検査職員は、採取した供試料を送付するときは、供試料に打刻又は封印をしなければならない。
- なお、検査員（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(技術的基準)

- 第9 土木材料検査の技術的基準は、別表－4に示すとおりである。なお、この技術的基準に定めのないものについては、土木材料仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等に定めるところによる。
- また、建築工事、設備工事については、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

(材料検査の結果判明後の措置)

- 第10 検査員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手及び監督員に可否を通知し、不合格がある場合は、ただちに契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。
- 2 監督員は、材料検査の結果、不合格品がある場合は、契約の相手方に通知し、ただちにこれを引き取らせなければならない。
- 3 前項において、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事等の主管課長に報告のうえ、指示を待って処理しなければならない。

[解 説]

- 1 契約の相手方に不合格となった材料を引き取らせる場合は、書面（指示書、善指示書及び改善命令書）による。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示を行い、後日書面により指示内容を確認するものとする。
- なお、書面の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。（「指示書」：別記様式土第104号、「改善指示書」：別記様式土第104号の2、及び「改善命令書」：別記様式土第104号の3）

(材料検査の結果報告)

- 第11 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査が全て完了したときは、契約の相手方に材料搬入実績調書（別記様式工第136号）及び材料搬入実績内訳調書（別記様式工第137号）を提出させ、取りまとめのうえ工事等の主管課長に報告する。
- 2 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査について、次に掲げる各

号に該当する場合は、その都度、工事等の主管課長に報告する。

- ① 使用前に不合格と認めて引取りを指示したとき。
- ② 使用後に理化学試験の結果が不合格と判明したとき。
- ③ 書類による検査の結果が、不合格と判明したとき。

[解 説]

1 第2項第1号に定める場合の報告は、その都度、工事等の主管課長に報告することとし、第2項第2号に定める場合の報告は、試験研究機関等の発行した試験成績表等によるものとする。

また、第2項第3号に定める場合の報告は、「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録等によるものとする。

(単価契約における材料検査)

第12 単価契約における材料検査は、全て監督員が行うものとし、検査方法は、この基準の別表1～3又は特記仕様書に定められているものを除き、工事等の主管課長の指示を受ける。

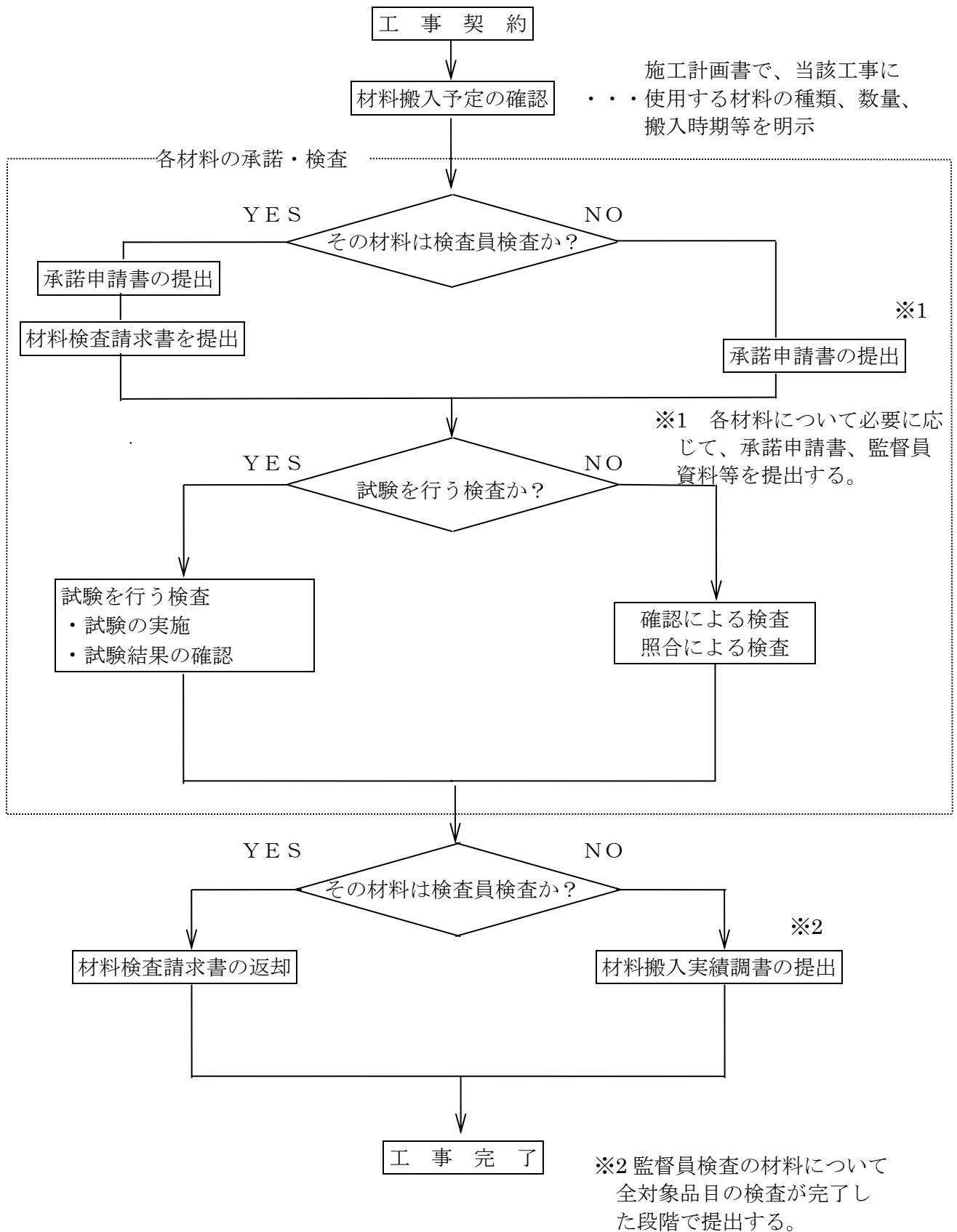
なお、第3、第5及び第10の規定は適用しない。

材料検査の手続き

第2章 手続き

1. 材料検査の手続き

材料検査の手続きは、原則として下図に示すフローによるものとする。

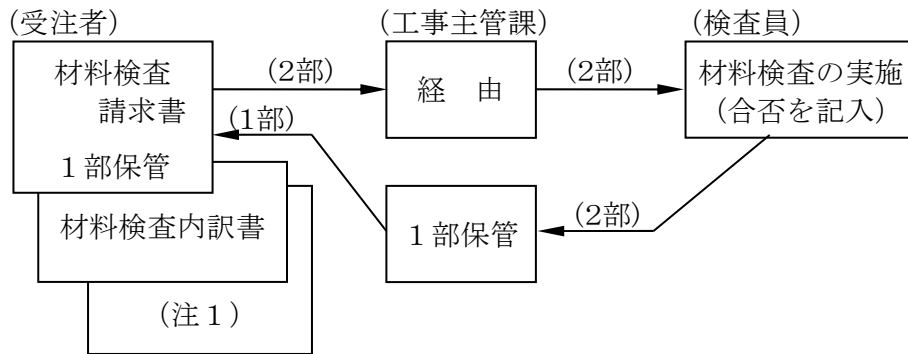


2. 記録の取扱い

材料検査等の書類の流れについては、原則として次のように行う。

なお、記載の部数については、工事情報共有システムを利用しない工事を想定している。

(1) 検査員が行う材料検査

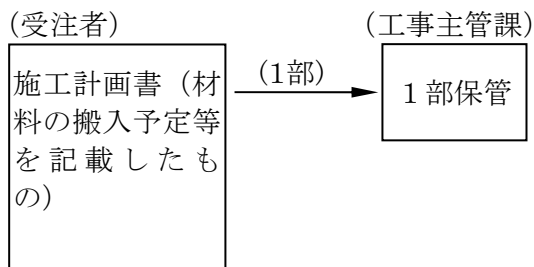


(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績等を添付する。

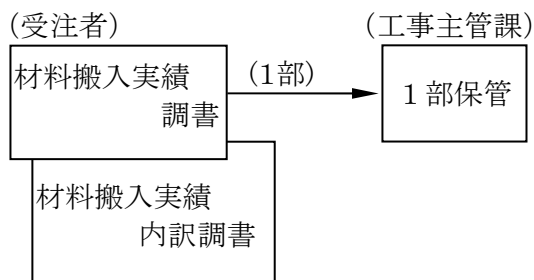
(注2) 材料検査請求書は2部提出し、工事主管課で1部保管し、もう1部は検査終了後に受注者に返却する。

(2) 監督員が行う材料検査

① 「施工計画書(材料の搬入予定等を記載したもの)」の提出

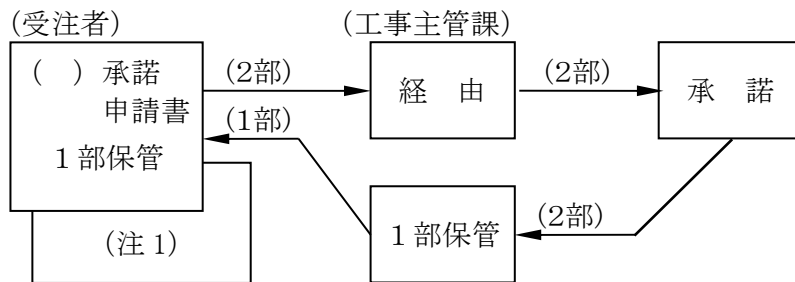


② 「材料搬入実績調書」の提出



(3) 承諾申請書及び監督員資料の提出

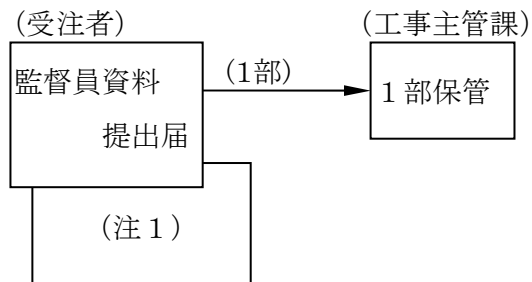
① 承諾申請書の提出



(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績等を添付する。

(注2) 承諾申請書は2部提出し、工事主管課で1部保管し、もう1部は承諾後に受注者に返却する。

② 監督員資料の提出



(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績等を添付する。

提出様式一覧表

様式名	別記様式番号	頁
材料検査請求書	工第 3 号	Ⅱ-24
材料検査内訳書	工第 114 号	Ⅱ-25
材料搬入実績調書	工第 136 号	Ⅱ-26
材料搬入実績内訳調書	工第 137 号	Ⅱ-27
承諾申請書	工第 110 号	Ⅱ-14
監督員資料提出届	工第 138 号	Ⅱ-21

注 書面の様式は「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。

別表－ 1

品目別の執行区分及び検査方法 (土木工事)

※東京都建設局材料検査実施基準を準用する。

別表－２

品目別の執行区分及び検査方法 (建築工事)

※東京都建設局材料検査実施基準を準用する。

別表－ 3

品目別の執行区分及び検査方法 (設備工事)

別表－ 3－ 1 電気設備工事

別表－ 3－ 2 機械設備工事

別表－ 3－ 3 水門、排水ポンプ設備工事

※東京都建設局材料検査実施基準を準用する。

別表－４

材料検査の技術的基準

(土木工事)

※東京都建設局材料検査実施基準を準用する。

参 考 资 料

参考－ 1

材料検査に関する規程

材料検査に関する規程

[I] 地方自治法

第 234 条の 2 (契約の履行の確保)

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

[II] 地方自治法施行令

第 167 条の 15 (監督又は検査の方法)

2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）に基づいて行わなければならない。

[III] 大田区契約事務規則

第 60 条 (監督員及び検査員)

3 監督員又は検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねることができない。

第 62 条の 2 (監督員の職務の特例)

契約担当者等は、第 64 条第 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、請負契約について契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査を監督員に行わせることができる。

第 64 条 (検査員の職務)

- 2 検査員は、契約の相手方が、その給付を行うために使用する材料について契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前 2 項の場合において必要があると認めるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うことができる。

[IV] 大田区検査事務規程

第 3 条 (検査の種類)

- (5) 材料検査 契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の確認をするための検査

第 22 条（材料検査）

検査員は、工事又は製造に使用する材料について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により、これらに適合した材料であるかどうかを検査しなければならない。

2 検査員は、材料検査を完了した場合において、契約書、仕様書及び、その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

第 23 条（工事に係る材料検査の実施基準）

検査員は、前条第 1 項の材料検査のうち工事に係わる材料検査については、別に工事主管部長が定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行うものとする。

[V] 工事請負契約書(契約約款)

第 13 条（工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において発注者又は監督員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、受注者は、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

[VI] 標準仕様書

1 「東京都土木工事標準仕様書」

2. 1. 3 工事材料の検査

2 「東京都建築工事標準仕様書」

1. 4. 4 材料の検査等

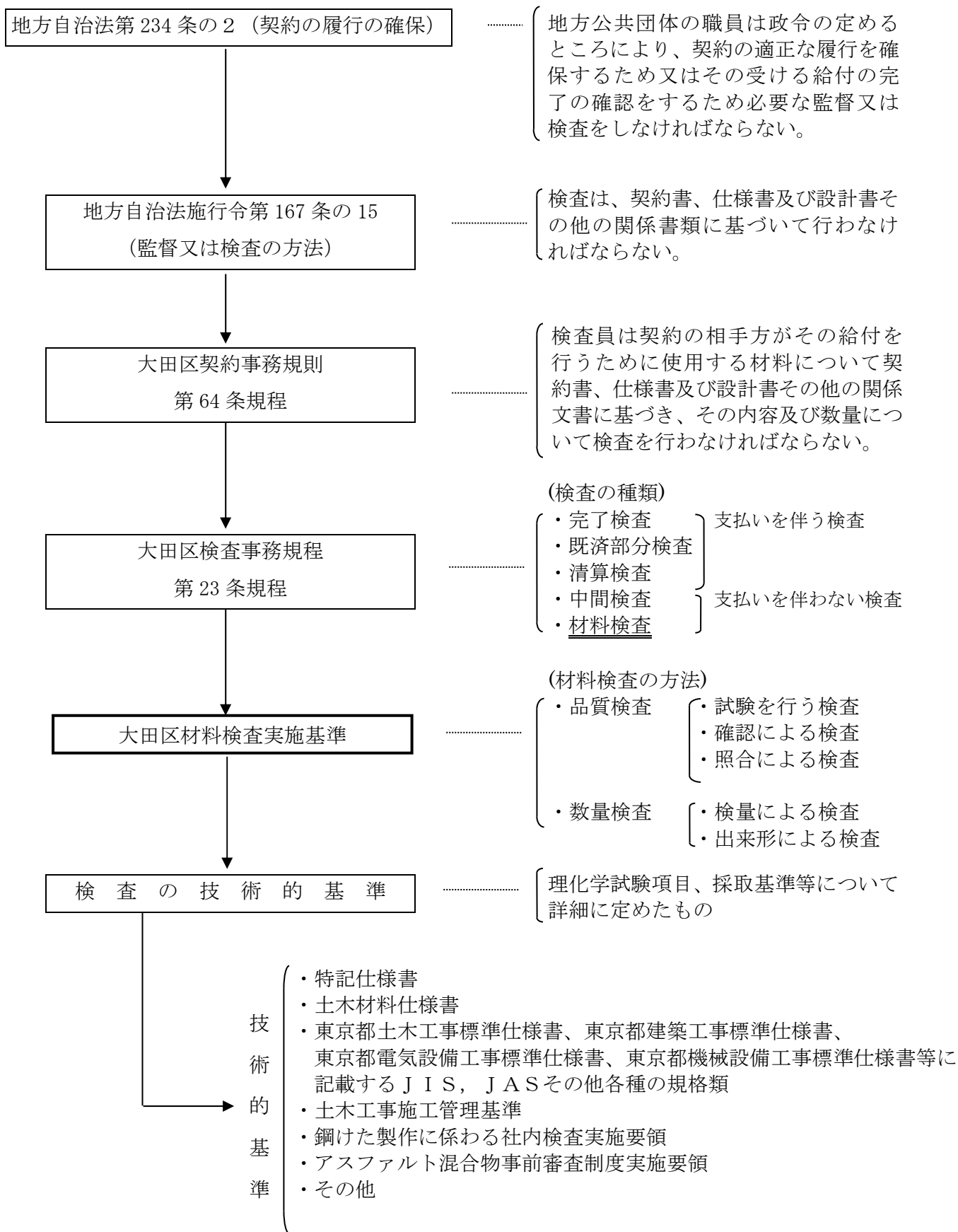
3 「東京都電気設備工事標準仕様書」

1. 4. 4 機材の検査等

4 「東京都機械設備工事標準仕様書」

1. 1. 4. 5 機材の検査等

材料検査実施基準の位置づけ



参考－2

承諾申請書等提出要領

材料承諾申請書等提出要領

制定 平成 14 年 4 月 1 日 土計発第 4 2 4 号

改定 平成 25 年 4 月 1 日 25 都建発第 11580 号

1. 材料承諾申請書の提出

- (1) 「材料検査実施基準」の別表－1において、「提出書類の区分」欄のうち「承諾」の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。
- (2) 「材料検査実施基準」の別表－2～3において、「検査の方法」欄のうち「照合」以外の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。
- (3) 「材料検査実施基準」第3条第2項の規程に基づき、同基準の別表－1～3に定めのない材料については、検査員と監督員が協議して定めることとしているが、その協議の結果検査を行うこととなった検査員又は監督員が必要と認める場合は、承諾申請書を提出する。
- (4) 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準に承諾申請書を提出することが定められている材料については、承諾申請書を提出する。
- (5) 承諾申請書の様式は「受注者等提出書類処理基準」別記様式工第110号（承諾申請書）による。

2. 監督員資料の提出

- (1) 「材料検査実施基準」の別表－1において、「提出書類の区分」欄のうち「監督」の欄に○を付した材料は、監督員資料を提出する。
- (2) 「材料検査実施基準」第3条第2項の規程に基づき、同基準の別表－1～3に定めのない材料については、検査員と監督員が協議して定めることとしているが、その協議の結果検査を行うこととなった検査員又は監督員が必要と認める場合は、監督員資料を提出する。
なお、監督員資料は土木工事のみ提出する。
- (3) 監督員資料の様式は「受注者等提出書類処理基準」別記様式工第138号（監督員資料提出届）による。

3. その他の資料の提出

- (1) 土木工事においては、「材料検査実施基準」の別表－1に記載された材料で、承諾申請書又は監督員資料の提出対象になっていないものについても、同基準第7条第1項の規程に基づき、材料検査に必要な資料を提出する。
なお、この場合においても、使用材料が大量な場合や施工管理状況等により監督員が必要と認める場合は、適宜、承諾申請書、監督員資料の提出を求めるものとし、以下の例のような場合に適用する。
 - ① 通常使用される材料の量に比べて、大幅に多量の材料が使用される場合
 - ② 受注業者の施工管理体制等により、事前に使用材料の確認が必要な場合

- ③ 材料（石材）等の産地の指定があり、事前に材料の産地の確認が必要な場合
- (2) 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準において、各種資料の提出が定められている材料については、同基準に定める様式に基づき必要な資料を提出する。

4. 承諾申請書等の提出の参考とする資料

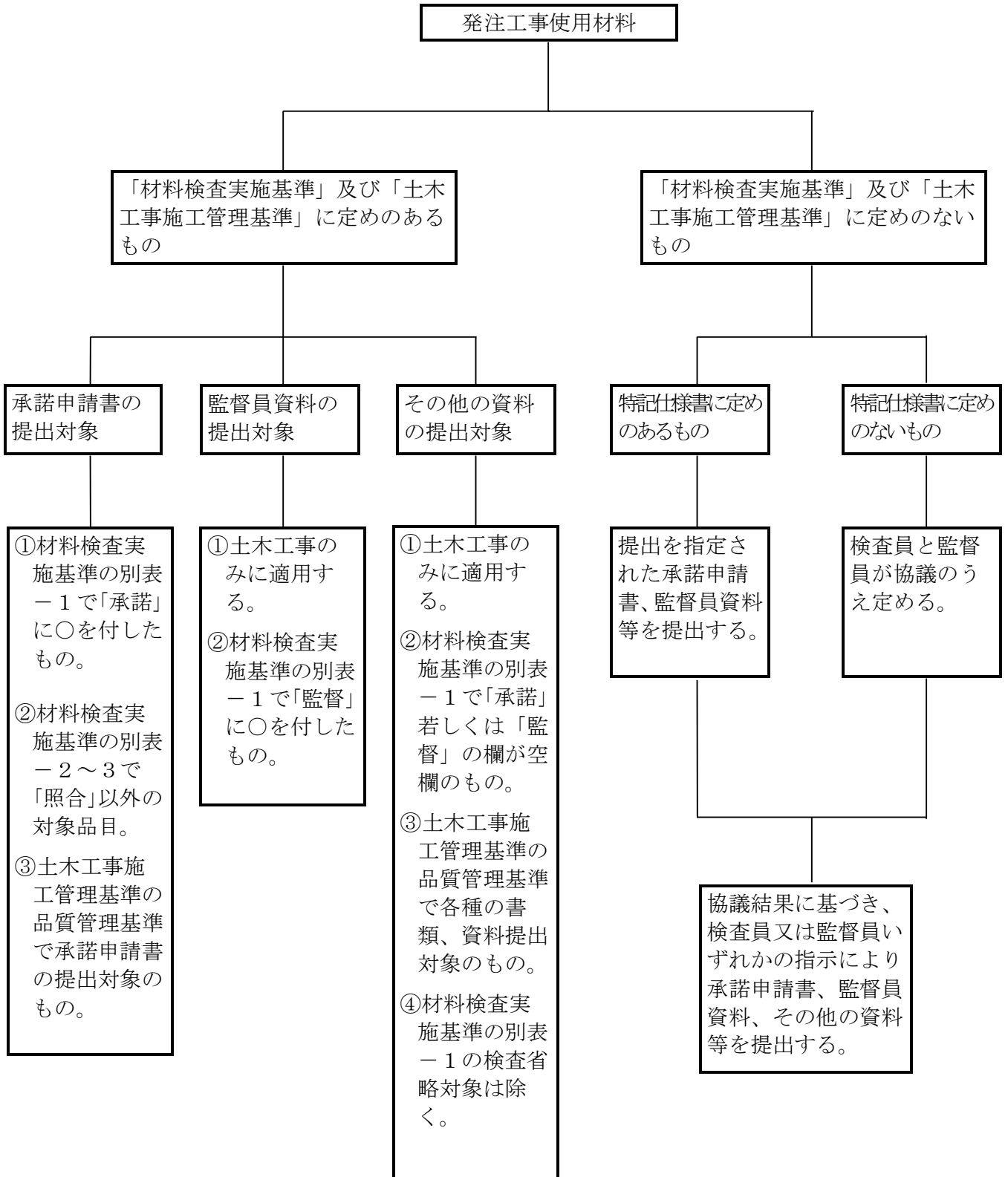
「材料検査実施基準」及び「土木工事施工管理基準」に定めのない材料について、承諾申請書又は監督員資料の提出の有無についての判断資料とするため、下記項目について事前に施工計画書に明示するなど、検査員又は監督員に報告することを求める。

- (1) メーカー名又は使用工場名（J I S 認定工場の写しの添付）
- (2) J I S 規格の二次製品（J I S 許可書の写しの添付）
- (3) その他必要な資料

5. 承諾申請書の添付書類

承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。

材料承諾申請書等提出分類図



参考－ 3

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

制定 平成 14 年 4 月 1 日 土計発第 4 2 5 号
改定 平成 25 年 4 月 1 日 24 都建発第 11581 号
改定 平成 30 年 4 月 1 日 29 都都発第 12038 号
改定 令和 4 年 4 月 1 日 3 都都発第 13035 号

(目的)

第 1 この要領は、大田区の所掌する鋼けた製作について、大田区と契約を結んだ受注業者（以下「受注者」という。）の責任において実施する検査（以下「社内検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ効率的な施工を行い、品質及び出来形の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 この要領は、鋼けた製作工事を対象とする。

(社内検査員)

第 3 社内検査を行う者（以下「社内検査員」という。）は、下記条件を全て満たす技術者であるものとする。ただし、区の承諾を得た場合は、この限りではない。

- ① 当該工事の受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者であること。
- ② 当該工事には直接関係しない技術者であること。
- ③ 技術士又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する技術者であること。
- ④ 鋼けた製作・架設工事の監督、検査の経験が通算 10 年以上あること。

2 受注者は、社内検査員を定めた場合、書面（別記様式工第 2 号）によりその氏名、資格、経験及び経歴を監督員に通知するものとし、この者を変更したときも同様とする。

(社内検査の方法)

第 4 社内検査は、工場において行うものとし、契約図書及び関係図書に基づき、品質、出来形及び写真管理はもとより、製作全般にわたり行うものとする。

(社内検査の実施)

第 5 社内検査の実施時期については、社内検査員が鋼けた製作過程において必要と認める時期及び、区検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が行う検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）の事前に行うものとする。

2 社内検査は、土木材料仕様書、施工管理基準等に基づき品質、出来形及び写真管理について、実施するものとする。

(検査時の立会い)

第6 原則として、社内検査員は、検査職員が行う検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）に立会うものとする。

(社内検査結果の提出)

第7 受注者は、社内検査の結果を検査職員が行う検査時に別途定める品質確認書として提出するものとする。様式は、別紙様式-1とし、添付する「別紙検査表」の様式は各社の様式とする。

(特記仕様書への記載)

第8 大田区所握の鋼けた製作に係わる社内検査指定工事の特記仕様書への記載は下記例を参考とする。

特記仕様書記載例

(品質確認書の提出)

- 1 受注者は、本工事の適正かつ効率的な施工を行い、品質及び出来形の確保を図るため検査時に品質確認書を提出しなければならない。
- 2 品質確認書は、社内の検査員（以下「社内検査員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）の事前に行う社内検査に基づき作成するものとする。
- 3 社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき品質、出来形及び写真管理はもとより、製作全般にわたり確認するものとする。
- 4 社内検査員は当該工事に直接関係しない技術者とする。原則として、社内検査員は、検査職員が行う検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）に立ち会うものとする。
- 5 社内検査員は鋼けた製作・架設工事の監督、検査の経験が通算10年以上あり、かつ技術士もしくは1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 6 受注者は、社内検査員を定めた場合、書面により氏名、資格、（資格証明の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出するものとする。社内検査員を変更した場合も同様とする。

(検査の実施)

- 第9 検査職員による検査は、本要領第7に定める品質確認書をもとに、別紙「検査職員による鋼けた製作検査方法一覧」に基づき、検査を行うものとする。
- 2 請負者は検査職員による各検査が完了した後、次の製作工程に移ること。
ただし、検査職員の下承を得た場合は、この限りではない。
- 3 原寸、材料、塗膜の工場における検査は社内検査員が行うものとし、検査職員による検査は、事務所、工事現場（塗装を仮組み時に行う場合は工場）で行うものとする。

(施行)

- 第10 本要領は、平成30年4月1日より施行する。

社内検査指定鋼けた製作に関する各種検査等の取扱い

社内検査は、従来より受注者が自主的に行っているものであるが、その制度化は、受注者の自己責任による工事の品質の確保を一層明確にするとともに発注者の行う各種検査の省力化、効率化を図るものである。

検査の実施にあたり、検査職員は、原則として社内検査員の立会いを求め、以下の点に留意し取扱うものとする。

1 原寸検査

各部材のとりあい関係や施工上の支障の有無等がNCデータ等の資料により確認できる場合は、床書き等による確認を省略することができる。

2 材料検査

材料検査の実施にあたっては、日程等を調整するため、事前に使用材料の製造工場名、搬入時期、使用時期等を記入した一覧表を検査の執行区分別に受注者から提出させることとする。

検査は、社内検査の資料及び状況写真等を添付した品質確認書による検査を基本とする。

3 塗膜検査

塗膜検査は、事前に品質確認書を提出させ、社内検査員の立会いのうえ、原則として工事現場で行うものとする。

4 仮組み検査

仮組み検査は、事前に品質確認書を提出させ社内検査員の立会いのうえ行う。

なお、仮組みに係わる材料は、材料検査に合格したものを使用するものとする。

5 関係図書

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領の第4 「社内検査の方法」の記述内容のうち関係図書とは、以下のとおりである。

土木材料仕様書、材料検査実施基準、道路橋示方書・同解説（共通編・鋼橋編）鋼道路橋施工便覧、鋼道路橋塗装便覧 等

検査職員による鋼けた製作検査方法一覧

検査の種類	根拠となる基準等	検査職員区分	検査方法
原寸検査	土木工事標準仕様書	監督員 [事務所にて書類 検査]	下記①もしくは②の方法により行われた原寸社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。 ① N/C データ等による検査 提出された N/C データ等の資料 ② 床書き検査 工場における、床書き
材料検査	検査事務規程 材料検査実施基準	監督員 [事務所にて書類 検査]	材料社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。
塗膜検査	検査事務規程 検査の技術的基準	検査員 [仮組検査時もしくは現場搬入時]	塗装社内検査の品質確認書をもとに、仮組検査時、もしくは現場搬入時に臨場による確認検査を行う。
仮組検査	検査事務規程 検査の技術的基準	検査員	仮組社内検査後、従来どおりの臨場による工場検査を必要回数行う。

品質確認書

工事名： _____

社内検査記事					
社内検査項目	実施日	箇所	社内検査員氏名	記事	事

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

参考－４

アスファルト事前審査 制度について

アスファルト混合物事前審査制度実施要領

制定 平成 10 年 4 月 1 日 土土発第 247 号
改定 平成 25 年 4 月 1 日 24 都建発第 11582 号
改定 平成 28 年 4 月 1 日 27 都建発第 11700 号
改定 平成 30 年 4 月 1 日 29 都都発第 12039 号

1 アスファルト混合物事前審査制度の目的と適用

本制度は、工事の発注単位ごとに行われているアスファルト混合物(再生アスファルト混合物を含む)の品質を審査機関が事前に審査し、これを認定することによって各工事ごとの基準試験及び書類の提出等を一部省略して、書類の内容チェック及び承諾等に関する監督業務を簡素化し、現場業務の改善を図ることを主な目的として実施する。

本制度は、認定を受けた混合所の認定混合物を使用する工事について適用するものとする。
なお、認定を受けていない混合物については、従来どおりの扱いとする。

2 品質管理の方法

事前審査で認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合の品質管理は、別途定める「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」(大田区)により、以下のとおり行う。

- (1) 工事の受注者は、事前審査制度により認定を受けた混合物を工事に使用する場合は、工事ごとの基準試験及び承諾書類(骨材及びアスファルト、混合物の配合設計及び基準密度等)の提出に換えて、認定証の写しを監督員に提出するものとし、監督員は認定証の写しにより使用する混合物の品質を確認するものとする。
- (2) 混合物の製造プラント(以下「プラント」という。)における品質管理(骨材の粒度及び加熱温度、アスファルトの溶解温度、混合物の骨材粒度及びアスファルト量等)については、プラントの自主管理とし、原則として記録の提出は不要とする。
- (3) 現場における品質管理(コア抜き取りによる抽出試験、搬入舗設状況管理、密度試験、ホイールトラッキング試験等)については、従来どおり行う。

3 認定証の発行

認定証は、別紙のとおり混合所単位に認定混合物を特定して発行される。

その発行は、アスファルト混合物の事前審査を行う機関として国土交通省関東地方建設局長が指定(平成 29 年 4 月～平成 33 年 3 月)した機関の「アスファルト混合物事前審査委員会(事務局;一般社団法人日本道路建設業協会関東支部)」の長が行い、有効期限は発行日から 1 年間である。

4 特記仕様書の明示

アスファルト混合物を使用する工事を発注する時は、特記仕様書に下記の記載例により明示する。

[特記仕様書記載例]

[アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物]

受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物について、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出するものとし、この場合の品質管理は「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」(大田区)によるものとする。

5 施 行

本実施要領は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

1 アスファルト混合物

(大田区)

工種			試験(測定)項目	試験方法	管理基準	検査確認方法
上層路盤工・基層工・表層工	材	骨材	・比重及び吸水率 (単粒度碎石の場合のみ必要)	便 2-A001,002	事前に審査	認定証(写) により確認
			・すりへり減量 (単粒度碎石の場合のみ必要)試験	便 2-A005		
		・そ性指数(PI) (スクリーニングスの場合のみ必要)	便 4-F005			
		・粒度	便 2-A005			
		ファイラー	・水分 ・比重 ・粒度	便 2-A010 便 2-A001 便 2-A009	事前に審査	認定証(写) により確認
		石油 アスファルト類	・針入度 ・軟化度 ・伸度 ・三塩化エタン可溶分 ・引火点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘土(動粘度又はセイルトロール秒) ・密度 ・タフネス・テナシティ ・粘度比(60℃)	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査	認定証(写) により確認
		混合物	・混合物の配合設計	舗装施工便覧	事前に審査 "	認定証(写) により確認
・混合物の密度(基準密度)	便 3-B008 土木材料仕様書					
		・骨材の粒度 ・骨材の加熱温度 ・アスファルトの溶解温度 ・混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・混合物の密度 ・混合物の温度	便 2-A003 便 2-A003 便 4-G028、便 4-G029 便 3-B008	「土木工事施工管理基準」による	プラントの 自主管理	

*注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

*注2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データおよび管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

*注3 便:舗装調査、試験法便覧((公社)日本道路協会)

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

2 再生アスファルト混合物

(大田区)

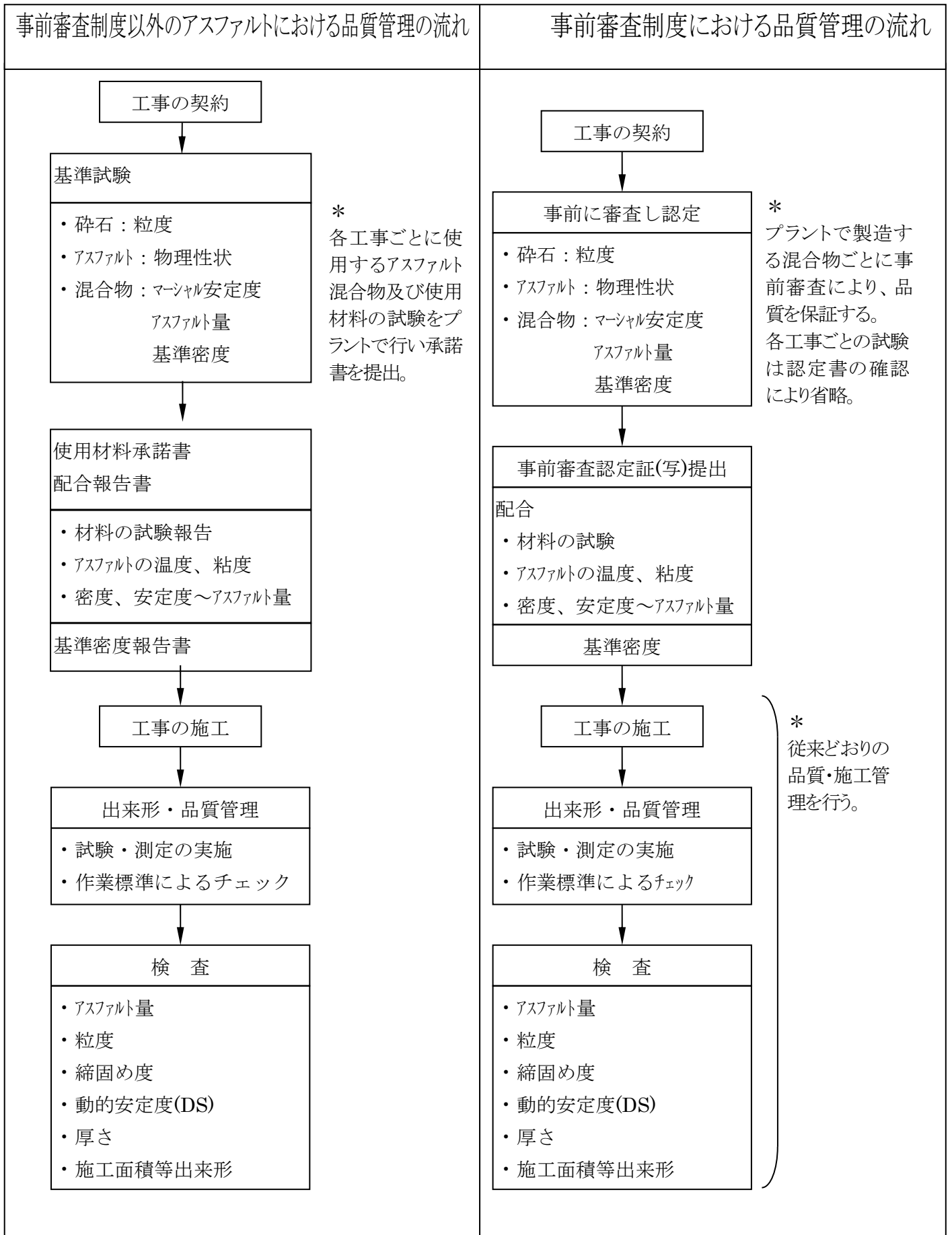
工種		試験(測定)項目	試験方法	管理基準	検査確認方法
再生アスファルト処理混合物・再生アスファルト表層混合物	再生骨材	・アスファルト抽出後の骨材粒度	便 2-A003	事前に審査	認定証(写)により確認
		・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度	便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTMD1856		
		・洗い試験で失われる量			
	再生用添加剤	・動粘度(60℃) ・引火点 ・薄膜加熱後粘度比 ・薄膜加熱質量変化率	JIS K 2283 JIS K 2265 JIS K 2283 JIS K 2207	事前に審査	認定証(写)により確認
	再生石油アスファルト	・針入度 ・軟化度 ・伸度 ・三塩化エタン可溶分 ・引火点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘土(動粘度又はセメントフロー秒) ・密度 ・タフネス・テナシティ ・粘度比(60℃)	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査	認定証(写)により確認
	混合物	・混合物の配合設計 ・混合物の密度(基準密度)	舗装再生便覧 土木材料仕様書、便 3-B008	事前に審査	認定証(写)により確認
・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量 ・再生混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・再生混合物から回収した再生アスファルト量の針入度 ・再生骨材使用率 ・混合物の密度 ・混合物の温度		便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTMD1856 舗装再生便覧 便 4-A003、便 4-G028、 便 4-G029 便 2-A041、ASTMD1856 便 3-B008 土木材料仕様書	「土木工事施工管理基準」による	プラントの自主管理	

*注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

*注2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データおよび管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

*注3 便:舗装調査、試験法便覧((公社)日本道路協会)

〔参考〕 アスファルト混合物事前審査制度との比較



認定番号 8314-035-1612

認 定 証

〇〇〇〇(株)△△工場
工場長 □ □ □ □ 殿

アスファルト混合物事前審査制度による審査の結果
貴混合所の下記アスファルト混合物を認定します。

平成30年 3月 8日

アスファルト混合物事前審査委員会
委員長 ○ ○ ○ ○

記

番号	混合物記号	アスファルト混合物の名称
1	V-01A	都型アスファルト処理混合物(30)[75回]40/60
2	V-02	粗粒度アスファルト混合物(20)[50回]60/80
3	V-02A(T)	粗粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)40/60
4	V-03A(T)	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)*リマ改質II型
5	Vp-03A(T)	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)*リマ改質II型(他産業再生資材使用)
6	V-04	密粒度アスファルト混合物(20)[50回]60/80
7	V-04A(T)	密粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)40/60
8	Vp-05A	特別対策密粒度アスファルト混合物(20)[75回]*リマ改質II型(他産業再生資材使用)
9	V-05A(T)	特別対策密粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)*リマ改質II型
10	V-06	密粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
11	V-06A(T)	密粒度アスファルト混合物(13)[75回](T)40/60
12	V-07A(T)	特別対策密粒度アスファルト混合物(13)[75回](T)*リマ改質II型
13	V-08	細粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
14	V-10	開粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
15	Vp-10	開粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80(他産業再生資材使用)
16	V-11	透水性用開粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
17	V-16	都型細粒度アスファルト混合物(5)[50回]60/80
18	V-18A	特別対策都型開粒度アスファルト混合物1号(13)[75回]*リマ改質II型

有効期間	平成30年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日
------	---------------------------

(T)がついた混合物は東京都土木材料仕様書の基準値をも満足するものである。
(K)がついた混合物は国土交通省関東地方整備局の基準値を満足するものである。

※国土交通省関東地方整備局の指定アスファルト混合物事前審査機関による委員会

材料検査実施基準

令和8年4月発行

編集

大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課

発行

大田区都市基盤整備部の許可なしに複製してはならない。